電気通信大学国際教育センター短期留学プログラム履修要項

平成16年 4月 1日 改正 平成22年 4月20日 平成28年 3月23日

平成29年 1月26日

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学国際教育センター短期留学プログラム要項第13条に 基づき電気通信大学国際教育センター短期留学プログラム(以下「短期留学プログラム」 という。)の教育課程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

- 第2条 短期留学プログラム授業科目の区分は、情報理工学域及び情報理工学研究科(以下「学域等」という。)並びに電気通信大学国際教育センターが提供する科目とする。 (授業科目及び単位数)
- 第3条 短期留学プログラムの学生(以下「短プロ生」という。) が履修する授業科目及 び単位数は、毎学期開始前に学域等と授業科目実施内容を調整のうえ電気通信大学国際 教育センター長(以下「センター長」という。) が定める。
- 2 短期留学プログラム授業科目は、コア科目、選択科目及び研究科目から構成され、短 プロ生は、センター長が指定する授業科目を履修しなければならない。

(標準履修科目数)

第4条 短プロ生の在籍期間中の標準的な履修科目数は次のとおりとする。

授業等標準履修の場合

第1学期目 指定する日本語科目を含めてコア科目4科目及び選択科目3科目以上 第2学期目 指定する日本語科目を含めてコア科目2科目及び選択科目3科目以上 研究科目を履修する場合

第1学期目 指定する日本語科目を含めてコア科目4科目 選択科目は、在籍期間を通して3科目以上 研究科目

第2学期目 指定する日本語科目を含めてコア科目2科目(ただし、日本語科目の履修は、短期留学プログラム担当教員の了承の上、免除することができる。) 選択科目は、短期留学プログラム担当教員と指導教員の了承の上、決定した科目を履修する。

研究科目

- 2 研究科目の履修を希望する短プロ生は、原則として、学期開始前までに短期留学プログラム担当教員と希望する研究指導教員の了承を得て、1学期又は2学期の間、研究指導を受けることができる。
- 3 短プロ生は、原則として、毎学期末に短期留学プログラム発表会において学習報告を

行わなければならない。

(授業時間割)

第5条 授業時間割は、学期始めに公示する。

(履修手続)

- 第6条 短プロ生は、学期の始めに、履修しようとする授業科目を所定の期日までに授業 担当教員の承認を得て、センター長に届け出なければならない。
- 2 センター長は、前項で届け出のあったものに対して履修を認める。
- 3 センター長は、前項で履修を認めたものを遅滞なく学域等に報告するものとする。 (学域等正規科目の履修)
- 第7条 短プロ生は、短期留学プログラム授業科目の区分以外に、学域等で開設される授業科目について、短期留学プログラム担当教員と授業担当教員の承認を得て履修することができる。

(考査及び成績)

- 第8条 考査は、試験、論文、報告書及び平素の学習状況等により授業担当教員が行う。
- 2 考査の成績は、AA(100%~90%)、A(89%~80%)、B(79%~70%)、C(69%~60%)、D(59%~0%)の評語をもって表し、AA、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、短期留学プログラム履修に関して必要な事項は、 別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日以降に情報理工学部及び大学院情報システム学研究科で開設される 授業科目については、なお従前の例による。

附則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。